

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定案の
ご意見の募集について

令和7年10月17日
九 州 運 輸 局

九州運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定案

2. 意見募集期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月17日（月）まで

※郵送の場合は同日必着とします。

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出用紙に日本語にてご記入の上、以下のいずれかの方法で、いずれも「九州運輸局海事振興部旅客課」あてにご提出願います。

なお、電話又はFAXによる意見の受付は致しかねますので、予めご了承ください。

（1）電子メールの場合（テキスト形式）

電子メールアドレス：qst-k-kaiji-ryokyaku@ki.mlit.go.jp

九州運輸局海事振興部旅客課 あて

（2）郵送の場合

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

九州運輸局海事振興部旅客課 あて

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報は、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合やご意見がどのような立場からのもの

のかを確認させていただく場合に利用するものであり、本案に対する意見公募に関する業務以外で利用することはありません。

5. 問い合わせ先

九州運輸局海事振興部旅客課

TEL : 0 9 2 - 4 7 2 - 3 1 5 5

「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)の一部改定案」に関する意見

(フリガナ) 氏 名		年齢 () 性別：男・女
所属	会社名又は 所属団体名	
	部 署 名	
住 所		
電話番号		
電子メールアドレス		
ご意見		

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定案について

令和7年10月

九州運輸局 海事振興部 旅客課

1. 海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条第1号乃至第5号のほか、第6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条第6号に係る審査の具体的基準として「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

2. 「審査基準（サービス基準）」改定案の内容及び理由

（内容については、添付の「審査基準（サービス基準）の改定内容（案）」をご参照下さい。）

①佐賀県の指定区間「^{かからしま}加唐島」

（1）二地点間

加唐島漁港と呼子漁港、名護屋漁港、呼子港、加部島漁港又は波戸漁港との間

（2）改定の内容

各運航ごとの最低輸送能力「旅客定員 60 人」について、各運航ごとの最低輸送能力「旅客定員 50 人」に改定する。

（3）改定の理由：輸送需要が変化したことによる。

②鹿児島県の指定区間「^{うけじま よろじま}請島与路島」

（1）二地点間

1) 請島のいずれかの港と古仁屋漁港との間

（以下、「2 地点間 A」という）

2) 与路港のいずれかの港と古仁屋漁港との間

（以下、「2 地点間 B」という）

(2) 改定の内容

- 1) 2 地点間 A の各運航ごとの最低輸送能力「旅客定員 30 人」について、各運航ごとの最低輸送能力「旅客定員 25 人」に改定する。
- 2) 2 地点間 B の各運航ごとの最低輸送能力「旅客定員 30 人」について、各運航ごとの最低輸送能力「旅客定員 25 人」に改定する。

(3) 改定の理由：輸送需要が変化したことによる。

3. 改定施行予定

令和 7 年 1 1 月

海上運送法第4条第6号の審査基準

設定	平成12年	4月	3日	改定	平成23年	11月	18日
訂正	平成12年	9月	22日	改定	平成24年	1月	23日
改定	平成13年	11月	2日	改定	平成24年	2月	16日
改定	平成14年	6月	13日	改定	平成24年	9月	12日
改定	平成16年	4月	1日	改定	平成25年	2月	25日
改定	平成16年	4月	20日	改定	平成25年	9月	11日
改定	平成17年	4月	1日	改定	平成25年	12月	6日
改定	平成18年	3月	13日	改定	平成26年	3月	19日
改定	平成18年	3月	31日	改定	平成26年	12月	10日
改定	平成18年	8月	23日	改定	平成27年	12月	22日
改定	平成18年	12月	14日	改定	平成29年	4月	20日
改定	平成18年	12月	22日	改定	平成30年	6月	5日
改定	平成19年	2月	15日	改定	令和3年	5月	12日
改定	平成19年	3月	30日	改定	令和3年	12月	9日
改定	平成19年	6月	22日	改定	令和4年	5月	17日
改定	平成20年	3月	12日	改定	令和5年	3月	8日
改定	平成20年	4月	24日	改定	令和6年	3月	15日
改定	平成20年	10月	24日	改定	令和6年	12月	5日
改定	平成21年	6月	17日	改定	令和7年	6月	2日
改定	平成21年	10月	16日	改定	令和7年	8月	13日
改定	平成22年	3月	25日	改定	令和7年	月	日

海上運送法第2条第14項の規定に基づく指定区間（運輸省告示第175号、平成12年4月3日付け）に関わるもの（平成12年10月1日から施行）

法律名	海上運送法
項目	海上運送法第3条（一般旅客定期航路事業の許可）第1項 第11条（事業計画の変更）第1項 第11条の2（船舶運航計画の変更）第2項に係る 法第4条第6号の基準
審査基準	別添のとおり

- ※1. 指定区間 区間について「（生活地）港と（目的地）港の間」で表記。
一の指定区間に複数の二地点間がある場合は、その全ての二地点間を運航しなければならない、各二地点間のサービス基準を満たす必要がある。
2. 運航日程 日、週、月など二地点間における運航の態様を設定。
2日で1往復の場合は2日と表記。
3. 運航回数 運航日程における運航回数。
4. 始発着／終発 始発着は、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表わし、「遅くとも △△：△△時までには目的と」の意。
終発は、目的地を終発する時刻を表し、「早くとも ○○：○後に目的地を出港すること」の意。
5. 輸送能力 旅客数は、1回の運航に必要な最低限の輸送力を表しこの輸送力以上の旅客定員を有することが必要。
乗用車数は、1回の運航に必要な輸送力を表し、この輸送力以上の乗用車航送能力を有することが必要。（乗用車（換算率 10.4 m²）×2台＝8 tトラック×1台とした。）
貨物輸送能力はm³で設定。この輸送力以上の貨物積載スペースが必要。
6. その他 下欄にその他の条件を附記している。

審査基準(サービス基準)の改定内容

【見直し案】

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
191	加 唐 島	加唐島漁港と呼子漁港、 名護屋漁港、呼子港、加 部島漁港又は波戸漁港と の間	毎日	4	07:30以前 17:30以後	50	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
255	請 島 与 路 島	請島のいずれかの港と古 仁屋漁港との間	毎日	7/週	—	25	—	4
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		与路港と古仁屋漁港との 間	毎日	7/週	—	25	—	4
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					

【現 行】

整理番号	指 定 区 間 名		サ ー ビ ス 基 準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの 最低輸送能力		
				運航回数 往復／日	始発着 終 発	旅客(人)	乗用車 (台)	貨物 (m3)
191	加 唐 島	加唐島漁港と呼子漁港、 名護屋漁港、呼子港、加 部島漁港又は波戸漁港と の間	毎日	4	07:30以前 17:30以後	60	—	—
			1月1日及び使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
255	請 島 与 路 島	請島のいずれかの港と古 仁屋漁港との間	毎日	7/週	—	30	—	4
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					
		与路港と古仁屋漁港との 間	毎日	7/週	—	30	—	4
			使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。					